



巡回発達相談のご案内



【ことば】

- ・言葉が遅い
- ・会話が続かない
- ・全体指示が入りにくい

【行動面】

- ・落ち着きがない
- ・かんしゃくが激しい
- ・こだわりが強い

お子さんへの対応に
悩んでいませんか？

【運動面】

- ・姿勢が崩れやすい
- ・動きがぎこちない
- ・手先が不器用

【人との関わり】

- ・集団行動が苦手
- ・1人遊びが多い
- ・相手の気持ちが分からぬ

巡回発達相談では、支援について一緒に考えます！

保育園や幼稚園、託児所等へ、市の乳幼児相談専門員がお伺いし、気がかりのあるお子さんの発達や行動について、園での様子をみたりお話を伺いながら、お子様に合った関わり方や日常生活での支援についてアドバイスを行います。

<ご利用の流れ>

- ① まずは、園より、右の二次元コードからお申込みください。
- ② 受付後、母子保健課より「情報提供書の様式」がメールで届きます。
- ③ 情報提供書を母子保健課へメール又はご郵送ください。
- ④ 対象児の人数や年齢、状況を確認後、実施日を決定
- ⑤ お電話にて事前打ち合わせ



申込みは
こちら



R7.12.1から、新フォーム
で対応中

※申込みは、園からの申込みとなります。
保護者が希望される場合は、園を通じて
お申込みください。

※実施可能日は、土日祝以外の平日です。

鹿児島市巡回発達相談



詳細はホームページで検索！

【問い合わせ先】

鹿児島市母子保健課

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

Tel: 099-216-1485

Eメール:

boshihoken@city.kagoshima.lg.jp



※こちらの資料は、施設用です。保護者への配布はお控えください。

■巡回発達相談で援助できる内容

- ① 乳幼児相談専門員（心理発達相談員、作業療法士、保健師等）が、お子様の生活場面や集団活動の様子を観察し、専門的視点から発達像のアセスメントを行います。
- ② 相談内容に対して関わり方や環境整備など、アドバイスします。
- ③ 総合的に判断した上で、児童発達支援事業を紹介する場合があります。
- ④（希望があれば）保護者との面接を行います。



《 当日の流れ (例) 》

- **10時00分 園へスタッフが到着後、当日の流れ等を確認**
- **10時15分 保育場面の行動観察**
- **11時15分 カンファレンス(担任の先生方とのお話)
～対応や支援について一緒に検討～**
- **11時45分 終了**

■相談後の対応について

①保護者への説明

基本的に、今後の対応や支援については、園の先生から保護者へ説明していただきますが、保護者の希望があれば、乳幼児相談専門員から説明することもできます。

②事後フォローについて

必要に応じて、相談後の様子や成長を確認させていただくことがあります。

③保健センターとの連携について

保健センターと連携し、乳幼児健康診査や発達相談時に参考にさせていただくことがあります。

★お願い

できるだけ、保護者の同意を得ていただくようお願いします。同意を得ることが難しい場合は、必ず事前にお知らせください。

インクルーシブな社会（障害の有り無しに関わらず、全ての子どもが共に学び合える社会）の実現には、周囲の理解と個々に応じた配慮が必要です。お子さんの対応について一緒に考えていきましょう。